

# 第86号 山田町復興まちづくり かわら版

発行・編集 山田町役場復興企画課

## 船越・田の浜地区 防災集団移転促進事業移転先団地空き区画の一般公募（分譲）

### ～ 再募集のお知らせ ～

防災集団移転促進事業により整備した船越・田の浜地区の移転先団地については、昨年11月に一般公募を行ったところですが、今般、空き区画の再募集を行うこととなりましたのでお知らせします。

申込みを希望される方は、町建設課で配布する募集案内を必ずご確認ください。下記によりお申込みください。

#### 1 申込資格

団地内に居住するための宅地を購入する方またはその親族の方（法人は除く。）

※自己居住用の戸建て住宅建設用地を求め方を対象とした募集です。アパートや集合住宅、倉庫、作業場、駐車場等の建築を目的とする申込みはできません。

#### 2 申込みできる宅地数

1世帯につき1宅地まで

#### 3 申込期間

令和2年1月6日（月）～令和2年1月31日（金）

受付時間：午前9時～午後5時 ※土曜、日曜、祝日を除く

#### 4 宅地の決定

宅地決定にあたり優先順位を設けており、1つの宅地に複数の申込みがあった場合、東日本大震災または令和元年台風第19号による災害により町内で被災し、住宅再建していない世帯を優先に宅地を決定します。

ただし、1つの宅地に複数の方からの申込みがあった場合で、優先順位が同位だった場合は抽選となります。

#### 5 再募集する宅地

令和元年12月末時点

団地名	50坪	70坪	100坪
船越第1	—	1	1
船越第2	1	—	—
船越第5	—	1	—
船越第6	—	1	—
船越第7	—	1	—
船越第8	4	—	1

※各宅地の詳細は、町建設課で配布する募集案内に掲載しています。

#### 【申込先・お問い合わせ】

〒028-1392 岩手県下閉伊郡山田町八幡町3番20号

町建設課 都市整備第1チーム（役場3階） ☎0193-82-3111（内線355、360）

## 【令和元年台風第19号】住宅再建に係る支援金・補助金制度について

令和元年台風第19号により被災した世帯が利用できる住宅再建に係る支援金・補助金制度について、これまでかわら版に掲載してまいりましたが、今一度、金額と受付開始日をまとめてお知らせいたします。

### ＜被災世帯（複数世帯）が住宅再建に際して受けられる支援金・補助金＞

単位：万円

区分	被災者生活再建支援金		被災者生活再建支援金（県） 【R2年1月6日より受付】	住宅再建支援事業補助金 【R2年1月6日より受付】*	引越補助金 【R2年1月6日より受付】* →詳しくは3ページへ	計	
	基礎支援金 【受付中】	加算支援金 【受付中】					
全壊 解体	100 (75)	建設・購入	200 (150)	-	100 (75)	5	405.0 (305.0)
		補修	100 (75)	-	100 (75)	5	305.0 (230.0)
		賃貸	50 (37.5)	-	-	5	155.0 (117.5)
大規模半壊	50 (37.5)	建設・購入	200 (150)	-	100 (75)	5	355.0 (267.5)
		補修	100 (75)	-	100 (75)	5	255.0 (192.5)
		賃貸	50 (37.5)	-	-	5	105.0 (80.0)
半壊	-	補修	-	20 (15)	100 (75)	5	125.0 (95.0)
		賃貸	-	20 (15)	-	5	25.0 (20.0)
一部損壊	-	補修	-	-	20 (15)	-	20.0 (15.0)
		賃貸	-	-	-	10	10.0

※1 単数世帯は（ ）の金額になります。

※2 \*の印がついている補助金は上限額です。

### ●山田町被災者住宅再建融資利子補給補助金【R2年1月6日より受付】 上限金額 200万円

※住宅ローンを利用の方のみ → 詳しくは3ページへ

### 注意事項

- 住宅再建支援事業補助金は、総事業費から応急修理制度と加算支援金の金額を差し引いた金額をもとに、判断し補助金支給額を決定します。
- 住宅再建支援事業補助金、引越補助金、利子補給補助金は、工事終了後に引っ越しや支払い等を完了させた上で申請していただく補助金になります。

【お問い合わせ】 町復興企画課 被災者再建支援室 ☎0193-82-3111（内線371、373、374）

## 【令和元年台風第19号】 仮設住宅等からの引っ越し費用に対する補助金について

令和元年台風第19号により被災し、仮設住宅等に応急的な仮住まいをしている世帯が、町内の新居または、補修した自宅へ引っ越しをする場合の費用を補助します。当初は条件を満たした支援金支給のない一部損壊世帯のみでしたが、この度、対象となる範囲を拡大しましたので、お知らせいたします。

なお、申請の受付は令和2年1月6日（月）より開始いたします。

**（※この補助金は引っ越しが終了し、支払いも完了してからの申請となります。）**

対象世帯	り災証明書が発行されており、仮設住宅等の避難先から <u>町内の</u> 再建した（補修した）住宅へ <u>引越業者を利用し</u> 引っ越しを行った世帯。
必要書類	り災証明書の写し、引越業者の領収書、通帳の写し、印鑑
支給額	上限額 5万円 ※賃貸住宅で被災した一部損壊の世帯が、大家都合で町内の別の賃貸住宅へ移り再建する場合は上限額10万円となります。
受付開始日	令和2年1月6日（月）から
申請窓口	山田町役場 復興企画課（庁舎内3階）

## 【令和元年台風第19号】 住宅再建のため住宅ローンを組まれる方へ

令和元年台風第19号により被災した世帯が、住宅再建のため金融機関等から借入れを行った場合に、利子相当額を補助します。申請の受付は 令和2年1月6日（月） より開始いたします。

**（※この補助金は工事が終了し、支払いも完了してからの申請となります。）**

対象世帯	全壊、大規模半壊、半壊のり災証明書が発行されている世帯。
必要書類	り災証明書の写し、滅失または被災状況を確認できる写真、金銭消費貸借契約書、償還予定表、工事請負契約書、領収書または支払いが完了していることがわかるもの、住宅の完成写真、印鑑 など
支給額	上限額 200万円
受付開始日	令和2年1月6日（月）から
申請窓口	山田町役場 復興企画課（庁舎内3階）

## 町営災害公営住宅の入居者募集について

町営災害公営住宅の入居者募集は、今後全て随時受付とします。

空き戸数等の詳細は、山田町町営住宅管理センター（電話 81-1822）へ直接お問い合わせいただくか、ホームページ（URL <http://koeijutaku.com/yamadatown/>）をご覧ください。

※災害公営住宅は、東日本大震災で被災された世帯が申し込める住宅です。

## 【東日本大震災】 住宅再建に係る支援金・補助金の受付期限について

東日本大震災により被害を受けた方が、住宅を再建する際の各種補助制度の今年度の受付終了日をお知らせします。今年度の受付終了日を過ぎると来年度4月以降の処理となり、振り込みが遅くなりますのでご注意ください。

また、加算支援金については、申請期限が令和2年4月10日（金）となっております。この日までに支援金支給元に申請書類が届く必要があるため、書類進達の関係から書類受付を**令和2年3月中旬まで**としております。申請期限の延長等が決まりましたら、かわら版にてお知らせいたします。

※被災時にお住まいだった地区や再建場所によって対象となる補助金制度が異なるため、申請タイミングが変わってまいります。住宅の再建計画を立てる際は、事前に町復興企画課にて確認してから進めていただきますようお願いいたします。

### 申請のタイミングは事業名の右側にあるA～Cで区分されますのでご注意ください

- (A) … 住宅の建築請負契約を結びましたら、申請をしてください
- (B) … 引っ越しを行い、住所を新居に異動し、仮設住宅等のカギを返却しましたら申請をしてください
- (C) … 利子補給の場合、土地や建物の契約・着工の前に、申請をしてください。引越補助の場合、引っ越しを行う前に、申請をしてください。 ※ (C) の制度は、着手後や引っ越し後の申請はできませんのでご注意ください！！

加算支援金 (A) 複数世帯 200万円  
単数世帯 150万円

住宅再建  
支援事業 (B) 複数世帯 200万円  
単数世帯 150万円

住宅再建  
支援事業 (追加分) (B) 複数世帯 100万円 (上限額)  
単数世帯 75万円 (上限額)

住宅自力再建者支援事業 (B) 土地購入して建設等 100万円  
自己所有地に建設等 50万円

生活再建住宅支援事業 (B) バリアフリー対応 40万円～90万円  
岩手県産材使用 20万円～40万円

利 復興住宅融資利子補給 (B)  
子 がけ地近接等危険住宅移転事業 (C)  
補 防災集団移転促進事業 (C)  
給

引 被災者再建住居移転事業 (B)  
越 がけ地近接等危険住宅移転事業 (C)  
補 防災集団移転促進事業 (C)  
助

申請書受付期限：  
令和2年3月中旬

今年度申請受付期限  
令和2年2月28日（金）

事業自体の申請期限  
令和2年12月28日（月）

※ただし、(C)の補助金に  
関しては住宅完成後の  
実績報告期限

【お問い合わせ】  
町復興企画課  
被災者再建支援室  
☎0193-82-3111  
(内線：371、373、374)